

社会福祉法人 心友会

指定通所介護兼指定介護予防通所介護事業所 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人心友会（以下「事業者」という。）が設置するデイサービスセンターゆずの里（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）及び指定介護予防通所介護の事業（以下「予防事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業及び予防事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員（以下「従業者」という。）は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- 2 予防事業の実施に当たっては、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 デイサービスセンター ゆずの里
（2）所在地 静岡県伊東市富戸 1301 番地の 693

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1 名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- （2）従業者
- | | |
|---------|-------|
| 生活相談員 | 1 名以上 |
| 介護職員 | 2 名以上 |
| 看護職員 | 1 名以上 |
| 機能訓練指導員 | 1 名以上 |

従業者は、事業又は予防事業の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する事業又は予防事業の利用の申込みに係る調整、他の従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画又は介護予防通所介護計画の作成等を行う。

介護職員は、通所介護の提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練指導、助言を行う。

(営業日、営業時間及びサービス提供時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、月曜日から日曜日までとする。(ただし、12月31日から1月2日までを除く)

(2) 営業時間は、午前8:00から午後5:00までとする。

(3) サービス提供時間は、午前9:30から午後3:35までとする。(※延長なし)

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日25人とする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、指定居宅介護支援事業者又は利用者本人等が作成した居宅サービス計画に基づいてサービスを提供するものとする。

(1) 身体に関すること

日常生活動作の程度によって、身体の介護に関する必要な介護及びサービスを提供する。

①排せつの介助

②移動、移乗の介助

(2) 入浴に関すること

家庭における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

①衣類着脱の介助

②身体の清拭、洗髪、洗身

③その他必要な入浴の介助

(3) 食事に関すること(配食)

食事の提供を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

①配膳、下膳の介助

②食事摂取の介助

③その他必要な食事の介助

(4) 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得す

るための訓練を行う。

(5) 趣味・生きがい活動等に関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、趣味・生きがい活動を実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上・自身の回復や情緒安定を図る。

①レクリエーション

②グループワーク

③行事的活動

④体操

⑤音楽活動

⑥休養、養護

(6) 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対して、必要なサービスを提供する。

①移動、移乗動作の介助

②送迎

(7) 相談助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

①生活、身上、介護に関する相談、助言

②その他必要な相談、助言

(予防事業の内容)

第8条 予防事業の内容は、指定介護予防支援事業者又は利用者本人等が作成した介護予防サービス計画に基づいてサービスを提供するものとする。

(1) 身体に関すること

日常生活動作の程度によって、身体の介護に関する必要な支援及びサービスを提供する。

①排せつ

②移動、移乗

(2) 入浴に関すること

家庭における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

①衣類着脱

②身体の清拭、洗髪、洗身

③その他必要な入浴

(3) 食事に関すること（配食）

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

①配膳、下膳

②食事摂取の支援

③その他必要な食事の支援

(4) 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得す

るための訓練を行う。

(5) 趣味・生きがい活動等に関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、趣味・生きがい活動を実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上・自身の回復や情緒安定を図る。

①レクリエーション

②グループワーク

③行事活動

④体操

⑤音楽活動

⑥休養、養護

(6) 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対して、必要なサービスを提供する。

①移動、移乗動作の介助

②送迎

(7) 相談助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

①生活、身上、介護に関する相談、助言

②その他必要な相談、助言

(利用契約)

第9条 事業又は予防事業の提供の開始に当たっては、あらかじめ利用者及びその家族等に対して面談の上、利用契約書の内容に関する説明を行い、利用者及び家族の同意の下に利用契約を締結するものとする。

(利用料等)

第10条 事業又は予防事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額によるものとし、事業又は予防事業が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合証の割合の額とする。

2 第11条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業又は予防事業に要した交通費は、通常の事業又は予防事業の実施地域を越えた地点から片道1kmあたり40円を徴収する。

3 昼食代については、1食あたり730円（おやつ代を含む）を徴収する。

4 オムツ代については、実費を徴収する。

5 その他日常生活援助サービスにかかる諸経費については、別途徴収するものとする。

6 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行い、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業又は予防事業の実施地域)

第11条 通常の事業又は予防事業の実施地域は、伊東市とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 12 条 利用者が事業又は予防事業の提供を受けようとするときは、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。また、利用者が食堂兼機能訓練室、アクティビティー室、浴室、便所、面談室、静養室を利用する場合は、従業者立会いのもとで使用する。

(緊急時等における対応方法)

第 13 条 従業者は、事業又は予防事業を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 14 条 事業所は、非常災害時に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

第 15 条 事業所は、衛生管理に十分留意し、必要な措置を行うものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識を習得させるために研修等を行うものとする。
- 3 事業所は、職員に年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密の保持)

第 16 条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、雇用契約にその旨明記する等、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者等に対して、利用者及びその家族の個人情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(苦情対応)

第 17 条 事業所は、提供した事業又は予防事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

(虐待等の禁止)

第 18 条 従業者は利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
- (2) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。

- (3) 食事を与えないこと。
- (4) 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (5) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (6) 事業所の利用をさせないなど、脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (7) 性的な嫌がらせをすること。
- (8) 当該利用者を見捨てること。

(事故発生時の対応及び防止等)

第 19 条 事業者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

- 2 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。
- 5 事故発生防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 20 条 事業所は、事業又は予防事業に係る第三者評価事業を 1 年に 1 回受審するものとし、この結果を公表するものとする。

- 2 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後 3 か月以内
 - (2) 継続研修 年 2 回
- 3 ハラスメントの防止についての規定 (別紙の通り)
- 4 感染予防についての規定 (別紙の通り)
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。